

第250回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

平成29年2月8日(水) 14時00分～15時00分

2. 場 所

出島交流会館 11階会議室

3. 出席者

竹本会長、松永委員、福谷委員、松島委員、内田委員、中川委員、
安部委員、宮崎委員、牧山委員、内橋委員、渡辺委員、山口委員 計12名

4. 議 題

- (1) 「大学予備校長崎野田ゼミナール」の収容定員に係る学則変更
- (2) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(2園)
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置に伴う「中央幼稚園」の廃止
- (4) 「茂木幼稚園」の廃止
- (5) 「セレスタ学園」の解散
- (6) 「学校法人長翔学園」の解散

5. 会議結果

- (1) 「大学予備校長崎野田ゼミナール」の収容定員に係る学則変更
〔認可申請の趣旨〕

県内では、留学生を3000人に増やすことを目標に、産学官による「留学生3000人委員会」が立ち上げられ、様々な取組が進められている。

そのような中、日本の大学・大学院の受験及び進学を目的とする海外からの留学生が増加しており、その受験対策のための日本語習得が必要となることから、日本語科を設置し、それに伴う収容定員に係る学則変更を行おうとするもの。

変更の時期：平成29年10月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

- (2) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(2園)

〔認可申請の趣旨〕

子ども・子育て支援新制度における施設型給付費の適正な給付のためには、利用定員と認可定員は原則として一致することとされていることから、近年の園児数の状況及び今後の見込を踏まえ収容定員の減少に係る園則変更を行おうとするもの。

変更の時期：平成29年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(3) 幼保連携型認定こども園の設置に伴う「中央幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

平成24年8月の認定子ども園法の改正に伴い、これまで、幼稚園及び保育所から構成されていた幼保連携型認定こども園は、教育・保育の提供を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される単一の施設として位置づけられることとなったため、平成29年度に新たに幼保連携型認定こども園を設置する中央幼稚園を、学校教育法に基づく幼稚園としては廃止するもの。なお、廃止が予定されている中央幼稚園については、別途開催された幼保連携型認定こども園審議会において、新たに幼保連携型認定こども園として設置されることの承認が既にある。

廃止の時期：平成29年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(4) 「茂木幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

出生率の低下に伴い、年々園児数が減少し続けており、これ以上の園児の確保が困難と判断し、廃園の方針を固め、平成26年度より閉園準備のために休園していたが、この度、園の廃止の目途が立ったことから、茂木幼稚園の廃止を行うもの。

廃止の時期：平成29年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(5) 「セレスタ学園」の解散について

〔認可申請の趣旨〕

同法人が設置運営する茂木幼稚園の廃止に伴い「学校法人セレスタ学園」を解散するもの。

解散の時期：平成29年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(6) 「学校法人長翔学園」の解散

〔事業計画申請の趣旨〕

同法人が設置運営する「長崎柔鍼スポーツ専門学校」の設置者変更に伴い、「学校法人長翔学園」を解散するもの。

解散の時期：平成29年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。